

町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会

報 告 書

—新庁舎の品質確保に向けた『町田型総合評価方式』の実現のために—

2009 年 3 月

# 目次

はじめに	1
I. 町田市新庁舎の施工者選定手法等について(提言)	2
1. 提言	2
2. 具体的方法	2
3. 今後の課題	4
II. 検討経過	5
1. これまでの検討経過の確認	5
2. 工事発注までのスケジュールの確認	5
3. 施工者選定方法の検討	5
4. 総合評価方式の検討	6
5. 市内経済の活性化を考慮した工事発注について	9
6. 町田市新庁舎建設に望ましい工事発注形態と施工者選定手法について	11
7. 今後の課題について	12
III. 施工者選定手法等検討委員会について	13
1. 目的	13
2. 検討事項	13
3. 委員名簿	13
4. 委員会審議経過	13

## —資料編—

資料 1	町田市新庁舎建設推進本部第9専門部会報告書【抜粋】	資— 1
資料 2	町田市新庁舎建設工事開始までのスケジュール	資— 2
資料 3	総合評価方式について	資— 3
資料 4	一般競争入札に係る入札参加資格要件のガイドライン【町田市】	資— 4
資料 5	町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針	資— 6
資料 6	共同企業体運用準則	資— 8
資料 7	町田市工事請負契約競争入札参加者指名基準	資—12
資料 8	市内業者のJV参加の可能性	資—13

## はじめに

町田市の新庁舎の計画は、計画策定の初期の段階から設計に至るこれまでの間、新庁舎の基本構想の基となる「庁舎問題検討委員会」（2002年12月～2004年3月）をはじめ、基本計画策定の際に設置された「新庁舎建設基本計画策定委員会市民部会」における検討（2004年7月～12月）、そして市民への公開・参加も経た設計者選定、基本設計段階における「市民ワークショップ」（2007年3月～8月）など、多くの市民や学識経験者が参加して大切に進められてきました。そして、このような取り組みをしっかりと受け止めた設計者の努力もあり、市民や行政、議会が一体となって多面的に設計が練り上げられてきたことは、町田市の新庁舎建設計画の大きな特徴と言えます。

町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会は、新庁舎の実設計が、今まさに完成しつつある2009年1月に設置されました。複数の専門分野の委員からなる本委員会の設置は、実施設計完成後に続く建設工事を、これまでみんなで大切に練り上げてきた設計を大事に扱ってくれる施工者をお願いしたい、そして、できるだけ長く使えるように品質の良い建物にして欲しいとの思いが込められてのものと考えています。

私たち委員は、このような思いを重く受け止め、市民参加により策定された新庁舎建設の基本計画や、行政内部での検討結果などをもとに、単に価格だけで施工者を決定していた従来の方式ではなく、品質の確保という点も加味した方法について検討しました。

また、新庁舎の建設は、その地域にとって50年、100年に1度あるかないかの一大公共事業であり、地域の経済発展に活かすということも大切な視点と考え、市内業者の受注機会の確保や、市内経済への波及効果といったことについてもあわせて検討しました。

検討の期間は約2ヶ月間と短いものでしたが、実施設計と並行して進められてきた庁内での検討等も資料として、非常に密度の濃い検討ができたと感じています。

施工者の選定手法や発注方式には、幾通りもの方法があり、どの方法を選択するかを判断することは非常に難しいものです。どの方法が最良の方法であるかは、結局のところ、建物の規模や特徴、その地域の特性等を勘案して、それぞれの工事ごとに判断するしかありません。町田市新庁舎の施工者を選ぶ際にはどの方法が最も適しているのか、私たち委員も、これまで多くの方々の思いを乗せて練り上げられた設計を、高品質で長期間使える建物として実現する能力のある施工者に具現化して欲しいとの思いをひとつにして、検討を重ねました。

そして、このほど、町田市新庁舎計画の特徴を理解してくれる最良の施工者にめぐり会えるようにとの願いを込めて、本委員会として最良と考える方法を報告書としてまとめました。

今後、実際に施工者選定手法を決定する際に参考にいただければ幸いです。

2009年3月

町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会  
委員長 高見澤 邦郎

# I. 町田市新庁舎の施工者選定手法等について（提言）

## 1. 提言

町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会では、町田市新庁舎の施工者選定手法等について、次の案を提言する。

### <提言 1>

一括発注する本体工事と市内業者向け分離発注工事を組み合わせた発注形態の採用

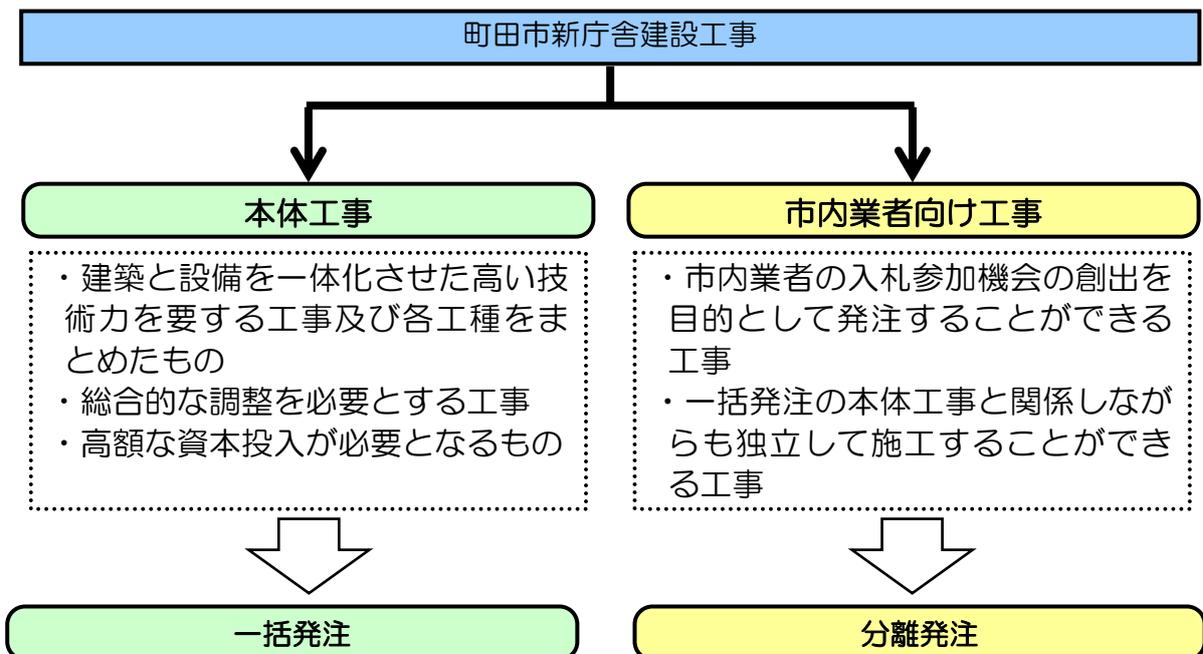
### <提言 2>

条件付一般競争入札と総合評価方式を組み合わせた施工者選定方法の採用

## 2. 具体的方法

### (1) 提言 1 について

品質確保と市内経済への波及効果を勘案して、一括発注工事と分離発注工事を組み合わせた発注形態とすることを提案する。



※体系図は、現段階でのイメージであり、本体工事から分離発注する市内業者向け工事の内容は今後の検討とする。

新庁舎の建設工事は、町田市発注の建設工事としては前例のない大規模な工事であり、従来行われてきた工種別分離発注方式を採用した場合でも、巨額な資本投入が障壁となって、市内業者の入札参加機会を確保することは難しい。また、この大規模な工事を工種別に分離発注した場合、施工管理が煩雑となり品質の確保が難しくなる。

したがって、指揮命令系統が一本化して現場調整が円滑となり、施工責任も明確になるなどの利点を優先し、特に本体工事は一括発注とする。

ただし、市内業者の入札参加機会または受注機会の確保、市内経済への寄与という面から、本体工事に影響のない範囲で本体工事と分離できる工事を抜き出し、さらに細分化して発注する。

## (2) 提言2について

一括発注する本体工事について、条件付一般競争入札と総合評価方式を組み合わせた施工者選定方法を採用するにあたっては、具体的に以下のように実施することを提案する。

### ①条件付一般競争入札

新庁舎の建設工事は、大規模工事であり、工事期間も約3年に亘る。工期内での竣工を確実なものとするために、施工者には長期間の工事に耐えうる安定した経営基盤と、確かな技術力が求められる。そこで、経営事項審査の評点、工事の最高完成実績（以下「完工実績」という）等、町田市新庁舎建設工事の内容や規模にふさわしい入札参加資格を設けて条件付一般競争入札を行う。

### ②総合評価方式

本体工事の条件付一般競争入札の落札者決定にあたっては、価格だけで施工者を決定するのではなく、工事を円滑に進めるとともに完成後の建物の品質を確保するため、例えば、次のような評価項目による総合評価を行う。

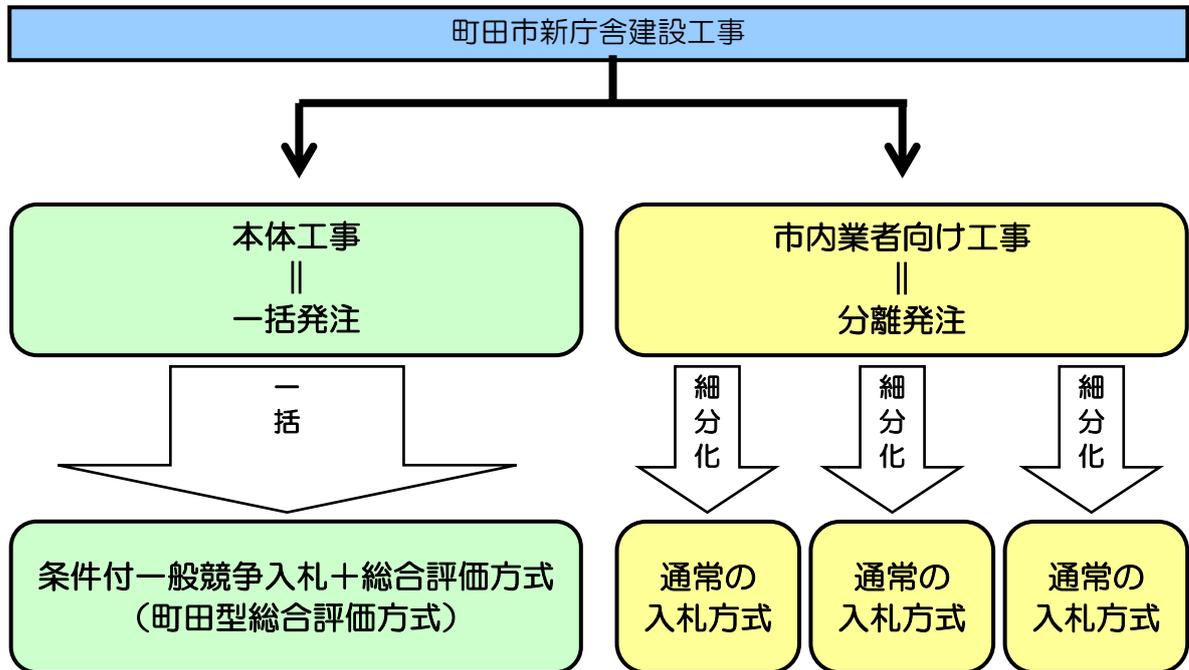
#### <評価項目の内容>

評価の視点	具体的評価項目
工事の品質確保	設計に対する理解度
	施工中および施工後の品質確保
	工程管理、配置予定技術者の経験
	施工中および施工後の環境への配慮
企業姿勢	企業の社会貢献度
地域経済の活性化	市内業者の活用、育成の方策
	地域精通度
市民参加	町田市新庁舎建設計画の経緯についての理解度
	工事状況の市民への公開性

なお、総合評価方式の審査基準および実施方法等については、さらに具体的に内容を検討する必要がある。

### ③施工者選定方法の選択

本体工事は、品質確保のため、条件付一般競争入札に加え総合評価方式を採用した施工者選定を行う。本体工事から分離発注する工事は、市内業者が入札参加する際の負担を考え、町田市が工事契約で通常行っている入札方式とする。



### 3. 今後の課題

本委員会の提案の実現に向けて、次の点について、さらに検討が必要である。

- ・町田型総合評価方式の評価項目および審査基準の検討
- ・条件付一般競争入札の入札参加資格の検討
- ・入札の実施要領およびスケジュールの検討
- ・本体工事から分離発注する工事の種類検討

## Ⅱ. 検討経過

### 1. これまでの検討経過の確認

町田市では、市民が参画して策定した「新庁舎建設基本計画」（2005年5月）に、工事発注手法について、総合評価方式の採用を検討する旨の方向性が示されており、これに基づき行政内部で検討がなされている。そこで、本委員会で検討を始めるにあたり、これまでの行政内部での検討結果をまとめた「町田市新庁舎建設推進本部第9専門部会報告書」（2008年4月）（資料1）を確認した。

#### ＜「新庁舎建設基本計画」（2005年5月）に掲げられた方向性＞

施工者の選定においては、例えばVE提案によって、施工の質の維持向上と価格の縮減をめざすなど、価格以外の要素も評価する総合評価一般競争入札を採用することが望ましい。また、募集方法は設計者選定と同様公募とし、審査方法は資格審査、VE提案・全体提案・価格からなる二段階選定を考慮する。

### 2. 工事発注までのスケジュールの確認

次に、施工者選定方法を検討する際に重要な要素となる工事発注までのスケジュールを確認した（資料2）。

新庁舎の建設には国からの補助金も充てられており、補助金申請の時期等を勘案すると、工事の発注までに、それほど多くの時間は残されていないことを確認した。

### 3. 施工者選定方法の検討

#### (1) 検討内容

施工者選定方法を検討するにあたり、これまでの検討経過および工事発注までのスケジュールを踏まえ、工事発注段階で求められる視点を抽出して検討した。

#### ア) 発注工事の内容と施工者の能力との釣り合い

- ・ 工事の発注規模と現在の経済状況を考慮すると、新庁舎建設工事の施工者には高度な施工能力と強固な経済的安定性が求められる。
- ・ 発注工事規模と施工者の能力とを比較検討し、無理の無い工事請負契約が必要である。

#### イ) 品質の確保

- ・ 新庁舎は、災害時の拠点としての機能が求められるため、建物として高い耐久性と安全性が必要である。
- ・ 新庁舎の計画は、庁舎本体と駐車場棟、市民広場等、様々な要素を織り交ぜた計画であり、品質の管理、体制等における総合的な品質の確保が求められる。

#### ウ) 地球レベルの環境および周りの住環境への配慮

- ・ 環境配慮は、地球的かつ地域的課題であり、新庁舎建設において適切な対応が必要である。
- ・ 新庁舎建設の計画地は、近隣に市民ホールと都営住宅や戸建ての住宅地があり、

周辺の住環境への配慮が必要である。

エ) 市内業者の育成、市内経済の活性化

- ・新庁舎建設事業は、市内業者を育成する機会であり、積極的な参加促進が求められる。
- ・建設工事の直接的効果だけではなく、市内経済の多角的な活性化への貢献が求められる。

オ) 新庁舎計画の経緯についての理解

- ・施工者には、市民、行政、議会が一体となって練り上げてきた新庁舎の検討経過を理解し、実現できる能力が必要である。
- ・計画段階での経緯もあり、建設中も市民に対する公開性が求められる。

(2) 検討結果

上記視点をもとに検討した結果、経営事項審査の評点や、これまでの工事完成実績等による基準を定め、町田市新庁舎の工事規模に適した業者に入札参加機会が生まれる条件付一般競争入札と、施工者の能力を総合的に評価することができる総合評価方式を組み合わせた施工者選定方法を採用することが望ましい。

## 4. 総合評価方式の検討

(1) 検討内容

上記検討結果を受けて、町田市の新庁舎建設の施工者選定にふさわしいと思われる総合評価方式の内容について検討した。

①総合評価方式のタイプの確認

国土交通省のマニュアルによると総合評価方式には、高度技術提案型、標準型、簡易型（市区町村向けの特別簡易型含む）の3つのタイプがある。その内容は以下のとおりである（総合評価方式については、資料3参照）。

ア) 高度技術提案型

特に、民間企業の優れた技術を活用することにより、工事の価値の向上を目指すものであり、工事規模の大小にかかわらず、技術的工夫の大きな工事において活用され、技術提案を評価し、技術提案と入札価格とを総合的に評価する方式である。

このタイプでは、公告～入札まで約3か月半の期間を要する。

イ) 標準型

高度な技術提案を要する工事（高度技術提案型の対象）や技術的工夫の余地が小さい工事（簡易型の対象）以外の工事であって、評価項目に必須のものが含まれていない工事を対象に実施され、性能を数値化または定性的に表示することにより、性能等と入札価格を総合的に評価する方式である。

このタイプでは、公告～入札まで約2か月間を要する。

ウ) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれていない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などに基づき性能と入札価格を総合的に評価する方式である。

このタイプでは、公告～入札まで約2か月間を要する。

では、以上3つのタイプから、町田市新庁舎には、どのタイプを採用すべきか。

町田市新庁舎の設計は、ワークショップの開催等を通じて、市民参加により丁寧に進められてきた経緯があり、施工段階で設計を大きく変更することは望ましいことではない。こうした事情と着工までのスケジュール等を勘案すると、高度技術提案型の採用は難しい。

また、新庁舎計画がこれまで市民、行政、議会の丹念な検討のうえに進められてきたことを考えると、計画の最終段階である施工者選定があまりに簡易な方法で行われることも、望ましいことではない。これまでの取り組み姿勢を考えると、この段階でも、町田市らしい方式とすべきである。

大きな設計変更を伴うような提案は受け入れ難いとしても、設計者の意図を理解したうえで、設計の良い部分をさらに引き出すような提案を施工者に求めることは可能と思われる。したがって、標準型をベースとして町田市独自の評価項目を盛り込んだ総合評価方式とすることが望ましい。

## ②入札参加資格

町田市新庁舎の建設工事は、大規模工事であり、工事期間も約3年に亘る。工期内での竣工を確実なものとするために、下記のような入札参加資格を設けることが妥当である。

- ・長期間の工事に耐えうる経営力を確認するため、経営事項審査の評点が一定の点数以上であること。
- ・民間事業を含め、相当規模の同種工事の施工実績を有すること。

## ③町田市新庁舎建設の施工者に求めたいこと

新庁舎の建設に際して、施工者に求めたいこととして、以下の項目が考えられる。

- ・設計意図を十分に理解すること。
- ・市民参画によって設計が進められてきたことを理解し尊重すること。
- ・工事の品質を確保すること。
- ・工事後の品質確保を図ること。
- ・長期に亘る工事期間中の安全性を確保すること。
- ・工事期間中に周辺街区の住環境や周辺道路の交通に問題を生じさせないこと。
- ・各種産業廃棄物の処分、リサイクル対策等、施工中の総合的な環境対策を実施すること。
- ・新庁舎計画における市民、行政、議会の一体的検討経緯を総合的に実現すること。
- ・工程管理を的確に実施すること。

## ④評価項目

具体的な評価項目としては、以下の項目が挙げられる。

### ア) 設計に対する理解に関する項目

- ・設計者の設計意図の理解
- ・設計への市民意見の反映状況への理解

### イ) 工事の品質確保に関する項目

- ・施工中及び施工後の品質確保
- ・工程管理、配置予定技術者の経験
- ・施工中及び施工後の環境への配慮

- ウ) 企業姿勢に関する項目
  - ・企業の社会貢献度
- エ) 地域経済の活性化に関する項目
  - ・市内業者の活用、育成
  - ・地域精通度
- オ) 市民参加に関する項目
  - ・町田市新庁舎建設計画の経緯についての理解度
  - ・工事状況の市民への公開性

#### ⑤評価値の算出方法

国土交通省発行の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」等によれば、評価値の算出方法には、次の2つがある。

算定方式	評価値の算出方法	技術評価点の考え方
除算方式	$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$ $= \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$	標準点を 100 点、技術提案等に応じた加算点の満点を 10～50 点の範囲で設定するのが一般的である。
加算方式	評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 価格評価点の算出方法(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})</math></li> <li>・ <math>100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}</math></li> </ul>	いろいろな、設定方法があるが、左記価格評価点の算出方法の場合、技術評価点の満点を 10～30 点の範囲で設定するのが一般的である。

国では、財務大臣との包括協議で除算方式が認められており、自治体においても多くが除算方式を採用している。

一般的に、除算方式の方が説明がしやすいとされており、町田市新庁舎の施工者選定においても除算方式を採用することが望ましい。

#### (2) 検討結果

以上の検討の結果、設計変更が生じるような建物自体への技術提案を求めるのではなく、標準型の総合評価方式を採用し、一定の入札参加資格を満たした入札参加者を町田市新庁舎建設の特徴を最大限に活かすための評価項目により評価する総合評価方式が望ましい。

## 5. 市内経済の活性化を考慮した工事発注について

### (1) 検討内容

新庁舎の建設は、その地域にとって50年あるいは100年に1度ともいえる一大公共事業であり、これを市内経済の発展に活かすということも大切な視点と考え、市内業者の参加についての検討も行った。

#### ①共同企業体としての市内業者の参加

これまで町田市においては、規模が大きい公共建築工事では、市内業者を構成員とする共同企業体（以下「JV」という）に発注した例があった。そこで、本件においても、はじめにJVを前提にした場合の市内業者の入札参加について検討した。

#### ア) JV構成の前提条件（各構成員の最低出資比率）について

大手業者等と市内業者がJVとして入札に参加する場合、各構成員の出資比率が問題となる。出資比率とは、複数の業者が共同して工事を請け負う場合の、それぞれの業者の費用、人員、機材等の拠出割合のことである。

このJVの出資比率については、「町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針」（資料5）に市の考え方が示されている。これによれば、JV構成員の数は2者ないし3者とすることとしており、その最低出資比率は、2者の場合は30%、3者の場合は20%としている。つまり、2者でJVを組む場合は工事費の30%、3者の場合には工事費の20%の費用を拠出できなければ、JVに参加することができないことになる。

なお、この町田市の基準は、国の中央建設業審議会の建議により、構成員間の規模の格差による施工効率性阻害の防止などを目的に1994年に改正された「共同企業体運用準則」（資料6）に沿った内容となっている。

#### イ) 市内業者のJV参加の可能性の確認

アで確認した前提条件に基づき、市内業者のJV参加の可能性について、新庁舎の建設工事費の想定額から算出した出資額と、市内業者の過去5年間の完工実績を比較して確認した（資料8）。

しかし、町田市新庁舎は、非常に大規模な建設工事であり、本体工事を一括発注した場合はもちろん、工種別に分離発注した場合でも、JV参加基準に即した額の資本投入が可能と思われる業者は、ほとんどいないことが分かった。

そこで、JV出資比率をどのくらい緩和すれば、市内業者に入札参加の機会が生まれるのかを確認した。このとき、適正な競争性が確保された入札を実行するために市が定めた「町田市工事請負契約競争入札参加者指名基準」（資料7）を目安として、8人以上が参加できる状況まで出資比率を緩和してみることにした。

その結果、仮に工種別に分離発注したとしても全ての工種で10%以下、工種によっては1%以下まで出資比率を緩和しなければJVへの参加が難しいことが確認された。

以上の結果から、市内業者を構成員に含むJVでの参加を求めても、工事規模の巨大さに起因する高額の資本投入が障壁となって、市内業者には参加しづらいものとなる。たとえ参加を決意したとしても、資本の確保に相当の負担が生じ、かえって会社経営の基盤を揺るがすおそれがある。

したがって、市内業者の参加を促進するためには、従来のようなJV方式では

なく、別の方法を考える必要がある。

## ②新庁舎建設と並行して行われる市内の公共工事

市内業者の公共事業への参加という視点から、新庁舎建設と並行して行われることが計画されている工事についても確認した。

その結果、鶴川駅前公共施設や、小山地区の小中学校新築工事等、総事業費で10億円を超える規模の公共施設の新築工事が計画されており、さらに保育園の建て替えや小学校の防音工事・耐震工事等、数億円規模の改修工事が計画されていることが分かった。

## ③市内経済の活性化を考慮した工事発注について

①と②の結果を受けて、市内業者の参加を促進する方法について検討した。検討に際しては、はじめに、市内業者が新庁舎の工事に参加するにあたって大切だと思われる視点について抽出した。抽出した項目は下記のとおりである。

- ・施工者の能力が工事内容や規模に適格であり、最適な価格で発注ができるか。
- ・市内業者の参加機会が確保でき、市内業者の技術的育成が果たせるか。
- ・地域経済が活性化し、施工期間中に限らず竣工後も経済効果を見込めるか。
- ・新庁舎建設と同時期に実施される予定の市内公共工事への影響はどうか。

上記の抽出項目を基に検討した結果、本体工事と関係しながらも独立した施工が可能で、過度の資本投入を必要としない工事については、市内業者の入札参加機会の創出を目的として、できる限り本体工事から切り離して発注することが望ましい。

## (2) 検討結果

市内業者の実績と発注する工事内容とのバランスを考慮する必要があり、今回のように大規模な工事では、市内業者にJVでの参加を呼びかけることは、過度の出資負担を強いることになる。

また、新庁舎建設と同時期に実施される予定の市内公共工事とのバランスを考慮しつつ、新庁舎建設への市内業者の参加を促進するためには、本体工事から独立して発注することが可能な工事をできるだけ切り離し、資本投入に無理のない工事を用意しておくことが必要である。

## 6. 町田市新庁舎建設に望ましい工事発注形態と施工者選定手法について

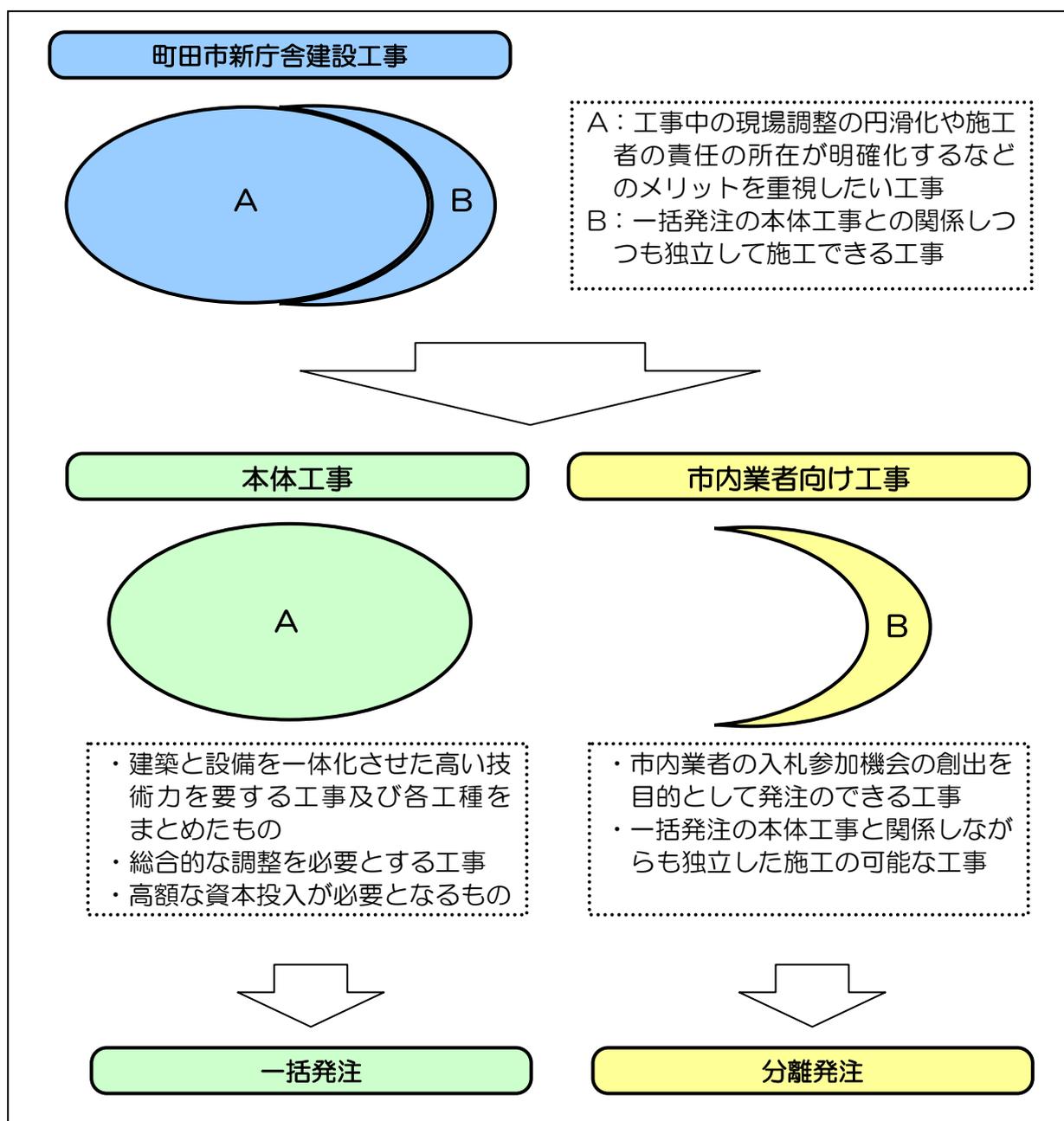
これまでの検討結果を踏まえて、町田市新庁舎建設に望ましい工事発注形態と施工者選定手法についてまとめの検討をおこなった。

### (1) 工事発注形態について

本体工事については、今回の工事規模では、仮に工種別に分離発注したとしても、市内の業者が参加することが難しい。このような状況を考えれば、むしろ、工事中の現場調整の円滑化や施工者の責任の所在が明確化するなどのメリットを重視し、指揮命令系統が一本化し、契約相手が一つとなる一括発注方式を採用することが望ましい。

一方、一括発注の本体工事と関係しつつも独立して施工できる工事については、できる限り本体工事から分離して市内業者の参加を促進する必要がある。

### 町田市新庁舎建設の工事発注形態

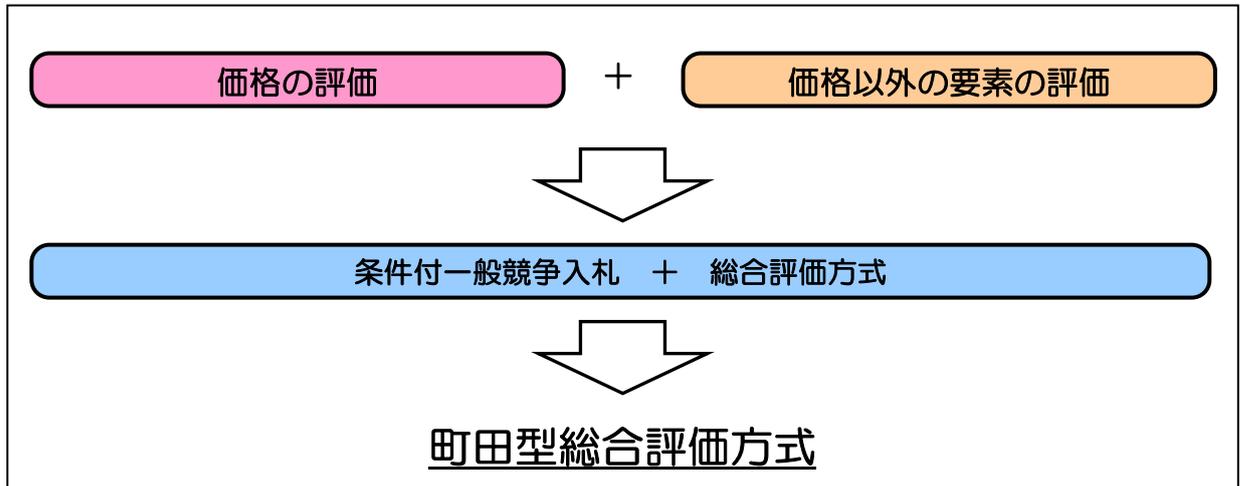


## (2) 施工者選定方法の選択について

### ① 本体工事

本体工事については、技術力のある多くの業者に入札参加機会が生まれる「条件付一般競争入札」と、単に価格だけで落札者を決定するのではなく、品質を確保するために、価格以外の要素も含めて評価する「総合評価方式」を組み合わせた町田型の総合評価方式を選択する。

#### 町田市新庁舎建設本体工事の施工者選定方法



### ② 分離発注工事

分離発注工事については、市内業者の参加促進を目的とするものであるから、町田市の工事契約で通常行っている入札方式とする。

## 7. 今後の課題について

今後、実際に施工者の選定を行うにあたっては、以下の点について、さらに検討を深める必要がある。

- ・ 町田型総合評価方式の評価項目および審査基準の検討
- ・ 条件付一般競争入札の入札参加資格の検討
- ・ 入札の実施要領およびスケジュールの検討
- ・ 本体工事から分離発注する工事の種類検討

## Ⅲ. 施工者選定手法等検討委員会について

### 1. 目的

- (1) 町田市の新庁舎の建設に当り、その施工者の選定を厳正かつ公平に行うため、町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会を設置する。
- (2) 施工者選定手法等（施工者選定方式、工事発注方式、それぞれの課題抽出）について、町田市の新庁舎建設に合った手法等を検討し、提言を行う。

### 2. 検討事項

- (1) 施工者選定等に関するこれまでの検討経過の確認
- (2) 施工者選定方式の検討課題・留意点の整理
- (3) 工事発注方式の検討課題・留意点の整理
- (4) 総合評価方式の評価項目の検討・整理
- (5) 施工者選定段階に向けた課題の整理

### 3. 委員名簿

No.	役職	氏名	所属	専門分野
1	委員長	高見澤 邦郎	首都大学東京名誉教授	都市計画
2	職務代理	三井所 清典	芝浦工業大学名誉教授	建築
3	委員	伊香賀 俊治	慶応義塾大学教授	環境・設備・ライフサイクルアセスメント
4	委員	大野 隆司	東京工芸大学教授	建築
5	委員	神山 和美	財団法人日本経済研究所	経済
6	委員	梧原 幸八郎	社団法人公共建築協会	建築施工

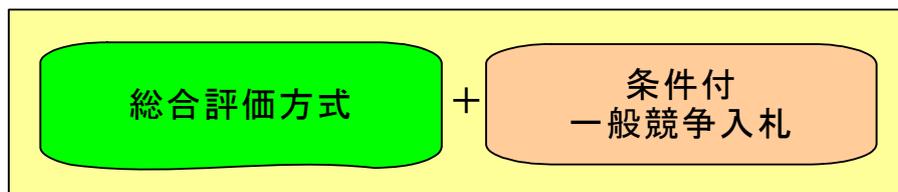
※敬称略、委員は五十音順

### 4. 委員会審議経過

回数	開催日・場所	主な検討事項
第1回	2009年1月20日（火） 本庁舎地下1階第1会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長と職務代理の選出</li><li>・施工者選定手法等に関するこれまでの検討経過について</li><li>・工事発注までのスケジュールの確認</li><li>・施工者選定方式と工事発注形態について</li></ul>
第2回	2009年2月12日（木） 森野分庁舎4階第3会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・施工者選定方式と工事発注形態について</li><li>・市内経済の活性化を考慮した工事発注について</li><li>・今後の課題について</li><li>・報告内容のとりまとめについて</li></ul>
第3回	2009年2月28日（土） 中町第三庁舎3階第3会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・提言内容の確認</li><li>・今後の課題について</li><li>・最終報告書のとりまとめについて</li></ul>

—資料編—

**(1) 町田市新庁舎施工者選定のかたち**



価格だけで評価していた従来の落札方法とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する「総合評価方式」と、技術力のある多くの業者に入札参加の機会が生まれる「条件付一般競争入札」を組み合わせた「町田型総合評価方式」とする。この方式を採用することで、価格と品質が総合的に優れた内容で契約することが可能となる。

なお、施工体制については、優れた品質を確保できる体制であれば、単体企業であるか、共同企業体（以下「JV」という）であるかは問わない。

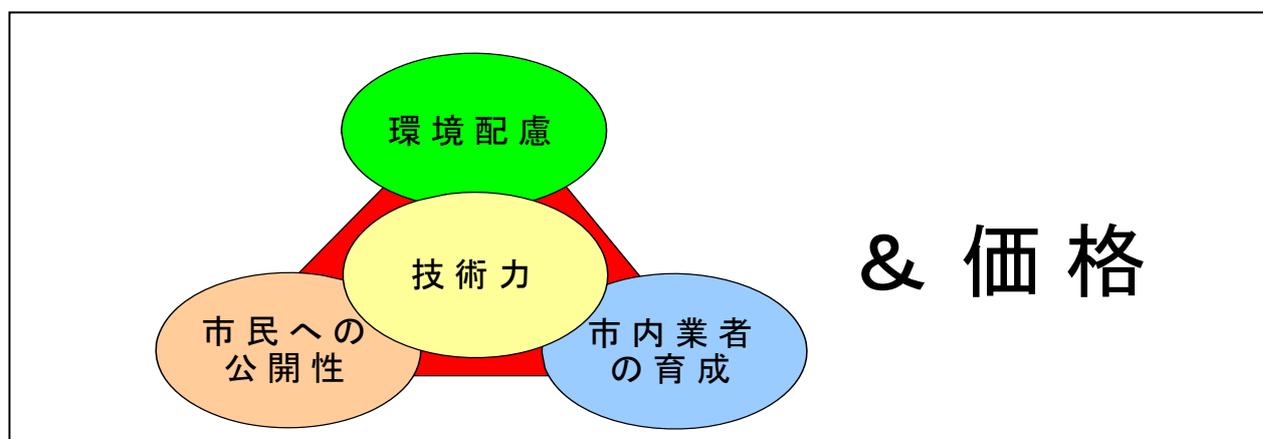
また、発注方法については、一つの業者に一括発注する方法と工種別（建築・電気・空調・衛生）に分離して複数の業者に発注する方法の2つの選択肢があるが、どちらの方法を採用するかについては、施工者選定の評価基準との関連性もあり、現時点では判断できないため、本部会終了後、施工者選定公告までの間に行われる検討に委ねたい。

**(2) 町田型総合評価方式の特徴**

町田市新庁舎の設計は、市民、行政、議会が一体となって練り上げてきた経過がある。このような過程を経て完成した設計を施工段階で変更すると、これまで検討に携わってきた方々の意向を反映できなくなる恐れがある。そこで、町田市新庁舎の施工者選定では、これまでの検討経過への理解、施工者の技術力、設計コンセプトに沿った技術提案及び施工段階の環境配慮の方策等を評価する総合評価方式とする。

また、市庁舎は市のシンボルとなる建物であることから、市民が愛着を持てるよう、施工段階における情報公開も大切な視点となる。さらに、公共工事という性格からして、地域経済への寄与という視点は欠かすことができない。そこで、施工段階での市民への公開性や、市内業者の参加や市内経済の活性化についての提案も評価項目に採り入れる。

町田型総合評価方式の評価ポイント



## 資料 2 町田市新庁舎建設工事開始までのスケジュール

	2009年																				
	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
実施設計図面	————— (09.3完成)																				
法定手続	————— (09.1~7)																				
施工者選定									————— (09.5~8)												
補助金申請							交付申請					交付決定								契約	

注 1 補助金の交付申請を4月に行った場合、10月までに施工者と契約する必要がある。

注 2 補助金の交付決定（7月）の後でなければ、施工者を決定することができない。

### 資料3 総合評価方式について

総合評価方式という方式の背景には、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（略して品確法と呼ばれている）がある。この法律は、談合を象徴とした公共工事の入札に関する問題や、低価格入札等により、適切な技術力を持たない者が施工する不良工事の発生等を危惧する声を受け、従来のように価格だけで施工業者を決めるのではなく、品質確保についての対策を行うために策定されたものである。この法律のポイントとして、

- 公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする。
- 価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図る。
- 発注者をサポートする仕組みを明確にする。

といった点が挙げられている。そして、これらを踏まえて、この法律の第5条により、公共工事の発注者に、

- 発注関係事務の適切な実施
- 施工状況の評価に関する資料等の保存と有効活用
- 発注関係事務を実施するための体制整備

という3つの責務が求められるようになった。

そして品確法の考え方を実現する施工者選定手法として総合評価方式が登場してきた。総合評価方式のメリットとして、

- 品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる。
- 工事周辺の住民や利用者にできるだけ迷惑をかけない。
- 建設業者の育成と技術力の向上。

といった点が挙げられている。

国土交通省のマニュアルによると、総合評価方式には、簡易型（市区町村向けの特別簡易型含む）、標準型、高度技術提案型の3タイプがあり、市町村向けには、簡易型が勧められている。

簡易型の評価の事例としては、「簡易な施工計画」「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」などが挙げられており、こうした評価と価格による入札を組み合わせることで施工者を選定することになる。

なお、総合評価方式を採用した場合には、落札者決定基準を定める際に学識経験者から意見聴取を行わなければならないことが地方自治法施行令に定められている。（以前は、①総合評価方式を行おうとする時、②落札者決定基準を定めようとする時、③落札者を決定しようとする時に、学識経験者の意見を聴くこととされていたが、2008年2月14日付け改正により簡略化された。）

国は総合評価方式の普及に努めているが、地方自治体での実施には課題も多く、特に市区町村では普及が進んでいない。市区町村での実施状況については、国の行ったアンケートによると、平成20年9月1日現在までのところ、本格導入は2.2%、試行導入は31.0%にとどまっている。

## 資料4 一般競争入札に係る入札参加資格要件のガイドライン【町田市】

入札参加資格要件については、下記にしたがって設定する。

### 記

#### 1. 経審点数・建設業許可区分

予定価格に応じた経審の総合評定値の範囲及び建設業の許可区分については、下記のとおりとする。

なお、予定価格、工事内容、業者数等を勘案し、経審点数の指定範囲を100点まで増減することができる。

##### ○道路舗装工事、造園

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 3000万円未満	500点以上 1200点未満	問わず
3000万円以上 1億円未満	500点以上 1200点未満	特定
1億円以上	1200点以上	特定

##### ○一般土木工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 5000万円未満	500点以上 1200点未満	問わず
5000万円以上 5億円未満	700点以上 1200点未満	特定
5億円以上	1200点以上	特定

##### ○下水道施設工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 5000万円未満	500点以上 1200点未満	問わず
5000万円以上 5億円未満	750点以上 1200点未満	特定
5億円以上	1200点以上	特定

##### ○建築工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 5000万円未満	500点以上 1200点未満	問わず
5000万円以上 7億円未満	700点以上 1200点未満	特定
7億円以上	1200点以上	特定

##### ○電気工事、給排水衛生工事、空調工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 3000万円未満	500点以上 1200点未満	問わず
3000万円以上 3億円未満	600点以上 1200点未満	特定
3億円以上	1200点以上	特定

##### ○水道施設工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 5000万円未満	500点以上 1200点未満	問わず
5000万円以上 2億円未満	650点以上 1200点未満	特定
2億円以上	1200点以上	特定

※ 経審の総合評定値は、入札参加資格申請（継続申請を含む。）を行った際の審査基準日における総合評定値を適用する。

※ 道路舗装工事等、申請業種に対応する経審の種類が複数ある業種については、そのうち最も高い評定値を適用する。

※ 建設業の許可区分について、申請業種に対応する建設業許可の種類が複数ある業種については、適用する許可区分はいずれの業種のものでもよい扱いとする。

## 2. 工事实績の金額

(1) 市内に本店を有する者及び市内に契約の代理人としている営業所を有する者

- ① 建設業の許可区分が「問わず」の場合は、予定価格のおおむね3分の1とする。
- ② 建設業の許可区分が「特定」の場合は、予定価格のおおむね2分の1とする。

(2) (1)以外の者

- ① 建設業の許可区分が「問わず」の場合は、予定価格の2分の1とする。
- ② 建設業の許可区分が「特定」の場合は、予定価格とする。

## 3. 所在地

市内業者で施工可能な工事については、本店の所在地を原則として市内に限定する。ただし、工事实績等の資格要件を満たす市内業者の数が、町田市工事請負契約競争入札参加者指名基準（昭和62年4月1日適用）第7に定める指名業者数に満たない場合は、下記の者を対象とすることができるものとする。

- ① 1の表における同一区分の市内に契約の代理人としている営業所を有する者
- ② 1の表における上位区分の市外に本店を有する者

## 4. 下水道接続工事

町田市排水設備工事指定工事店の指定を受けている業者とする。

5. 次の場合は、1から4の参加資格要件を変更することができるものとする。

- (1) 特殊工法などの専門的技術を必要とする工事
- (2) 現場管理及び施工条件が特に困難である工事
- (3) その他変更が必要と認める場合

## 資料5 町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針

### (趣旨)

- 第1 この方針は、町田市（以下「市」という。）が施行する建設工事を共同企業体に発注する場合の基本的要件に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。
- 2 前項の共同企業体の活用にあたっては、次の各項を参考に工事の目的や内容を勘案し、安易に単体施工の原則を崩すことがないようにしなければならない。
- (1) 単体事業者による施工に比べ同等若しくは同等以上の品質が確保できると認められること。
- (2) 市内の中小規模事業者の振興、入札参加機会の拡大又は技術習得を図るために、共同企業体により競争を行わせることが効果的であると認められること。

### (定義)

- 第2 第1の共同企業体は、複数の事業者が人員、機材等を拠出し、損益を出資の割合に応じて分配することにより共同して施工しようとするもので、市が発注する特定の案件の施工を目的として結成され、当該工事の完了により解散する共同企業体であり、次の目的で編成されるものとする。
- 大規模事業者（資本金が3億円を超え、かつ従業員数が300人を超える者。以下同じ。）と中小規模事業者（資本金が3億円以下又は従業員数300人以下の者。以下同じ。）とで共同企業体を結成させることにより、事業者間とりわけ中小規模事業者の受注機会の増大を図るためのもの。

### (対象工事)

- 第3 共同企業体により施行させる建設工事は、次の各号の建設工事の区分に応じ、当該各号に定める予定価格に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものにあつては、この基準によらないことができる。
- (1) 土木工事 5億円以上
- (2) 建築工事 7億円以上
- (3) 設備工事 3億円以上
- 2 前項に定めるもののほか、工事の目的、性格等に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事又は市内の中小規模事業者育成上の配慮を必要とする工事については、対象工事とすることができるものとする。

### (共同企業体の構成)

- 第4 共同企業体の構成にあたっては、原則として、次の各項によるものとする。
- (1) 構成員の数は、2者ないし3者とする。
- (2) 共同企業体は、構成員が自主的に結成しなければならない。
- (3) 構成員は、同一工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 構成員のうち1者は、町田市内に本店を有する者とする。ただし、工事の内容、規模等により、市長が必要と認めるものにあつてはこの限りではない。

#### (共同企業体の運営)

第5 共同企業体の運営形態は共同施工方式とし、各構成員は対等の立場にたって一体となって施工しなければならない。ただし、施工上特に必要と認めるときは、業種別の分担方式によることができる。

#### (構成員の資格)

第6 構成員は、次の各項のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 町田市契約事務規則に規定する競争入札参加資格者名簿において、対象工事と同種の工事種目に登録されていること。
- (2) 建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。
- (3) 対象工事に対応する建設業許可業種について許可を受けてから一定期間以上の営業実績があり、対象工事と同種の工事について元請として一定の実績を有すること。

#### (代表者)

第7 共同企業体を代表する者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、大規模事業者とし、かつ出資比率が最大のものでなければならない。

#### (出資比率)

第8 各構成員の共同企業体に対する出資比率は、均等割の10分の6（構成員の数が2者であるときは30パーセント、構成員の数が3者であるときは20パーセント）を下回らない範囲において自主的に定めるものとする。

#### (共同企業体の存続期間)

第9 市が契約を締結した共同企業体は、当該契約に係る建設工事(工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。)が完了した後も、なお3か月間は存続するものとする。  
2 当該工事の受注のために結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

#### (連帯責任)

第10 第9第1項の規定にかかわらず、当該工事に係るかし担保責任が生じたときは、存続期間満了後であっても、構成員は連帯してその責めを負うものとする。

#### 附 則

この方針は、2007年4月1日以降に公告する入札から適用する。

## 資料 6 共同企業体運用準則

建設省中建審発第八号  
平成六年三月二五日

各省大臣各庁長官等・各都道府県知事あて

中央建設業審議会通達

共同企業体運用準則の改定について

共同企業体の適正な運用については、昭和六二年八月一七日に中央建設業審議会より建議された「共同企業体の在り方について」に基づき行われてきたところである。

この度、建設工事における共同企業体制度の改善が必要とされている現状にかんがみ、公共工事に関する入札・契約制度の改革の基本的方向を踏まえ、中央建設業審議会は、共同企業体運用準則の改定について調査審議を行い結論を得たので、所要の措置を講ぜられたく、別紙のとおり建設業法第三四条第一項の規定に基づき建議する。

(知事あてのみ)

なお、貴管下市町村の長に対する建議については、貴職をわずらわせたく、建議書の回付方をお願いする。

別紙

共同企業体運用準則の改定について

建設工事における共同企業体の在り方については、昭和六二年八月一七日付けで関係各庁に対し建議したところであるが、その後も、受注機会の配分と誤解を招くような共同企業体がかかり存在していること、構成員の規模の格差が大きいため効果的な共同施工の確保が困難であり、施工の効率性を阻害している場合があること、また、予備指名制度が談合を誘発している場合があることなどの指摘がされてきた。

そこで、平成五年一二月二一日付けで建議された「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の中で、共同企業体制度について次のような改善策を提案したところである。

- ・受注機会の配分と誤解を招くような特定建設工事共同企業体を排除するため、単体発注の原則をより一層徹底する。
- ・特定建設工事共同企業体の対象工事の規模の引上げを行う。
- ・特定建設工事共同企業体により施工することとした工事であっても、単体で施工できる業者がいる場合には、単体と特定建設工事共同企業体との混合による入札を容認する方向で検討すべきである。ただし、大規模であつて、かつ、技術上の必要性が高い工事については、特定建設工事共同企業体のみの工事とすることが適当な場合も多い。
- ・特定建設工事共同企業体の構成員数は二～三社とする。
- ・施工技術上の特段の必要性がある場合を除き、最上位等級と第三位等級以下の組合せによる特定建設工事共同企業体は廃止することが望ましい。
- ・共同企業体の結成方法としては、予備指名は行わないこととし、企業の自主的な結成に委ねることが適当である。
- ・共同企業体の運用基準を定めていない公共工事の発注者にあつては、早急に基準を定め、公表すべきである。

以上の改善方針に従い、昭和六二年八月一七日付けで建議した共同企業体運用準則については、左記のとおり改正する必要がある。

また、各発注機関においては、改定後の本準則に従い速やかに共同企業体運用基準を策定、改定、公表するものとする。

## 記

### 1 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模について

対象工事の規模については二ないし三億円程度を五億円程度とするとともに、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

### 2 特定建設工事共同企業体の構成員の数について

例外的措置として五社までとしていたが、二ないし三社とする。

### 3 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せについて

施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級に属する者を構成員とする。

### 4 特定建設工事共同企業体の構成員の結成方法について

予備指名を廃止し、自主結成とする。

### 5 その他所要の修正

以上の結果、共同企業体運用準則は別紙のとおりとなる

## 別紙

### 共同企業体運用準則

#### 1 準則設定の趣旨

本準則は、発注機関が共同企業体運用基準を定めるに当たって準拠すべき基準を示すものである。

#### 2 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体にあつてはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあつては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格業者のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定するとともに構成員は少数とし、格差の小さい組合せとする。また、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

#### 3 個別準則

##### (1) 特定建設工事共同企業体

##### 1) 性格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

##### 2) 対象工事の種類・規模

特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であつて技術的難度の高い特定建設工事(高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であつて大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。)その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする(注一)。

ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても

単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

3) 構成員

(イ) 数

二ないし三社とする。

(ロ) 組合せ

最上位等級(注—2)のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする(注—3)。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(注—4)。

a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(注—5)。

b) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

c) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(二) 結成方法

自主結成とする。

4) 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(注—6)。

5) 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする(注—7)。

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(2) 経常建設共同企業体

1) 性格

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小建設業者の振興を図るものとする(注—8)。

2) 対象工事の種類・規模

単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする(注—9)。

3) 構成員

(イ) 数

二ないし三社程度とする。

(ロ) 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする(注—10)。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(注—11)。

a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(注—5)。

b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることのできる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることのできる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

(二) 結成方法

自主結成とする。

4) 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる。

5) 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(注—6)。

6) 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

[共同企業体運用準則注解]

(注—1)

技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとすることが望ましい。

この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあつては少なくとも五億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとするを原則とする。

他の工種についても、これに準じて定めるものとする。

(注—2)

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が注—1にいう工事規模(土木、建築工事にあつては五億円程度)以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位置付けられている場合にあつては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。

(注—3)

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあつては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、施工技術上の特段の必要性がある場合には、第三位等級に属する者を構成員とすることも差し支えない。

(注—4)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

(注—5)

国内建設業者にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における当該業種の営業年数を確認するものとする。

(注—6)

出資比率の最小限度基準については、左記に基づき定めるものとする。

二社の場合 三〇パーセント以上

三社の場合 二〇パーセント以上

(注—7)

等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。

(注—8)

現在、規模の大きな企業を構成員として認めて運用している発注機関にあつては、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。

(注—9)

等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配置するものとする。

(注—10)

個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。

(注—11)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

## 資料 7 町田市工事請負契約競争入札参加者指名基準

### 第1 趣旨

この基準は、市が発注する工事請負契約の指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 指名の判断事項

入札参加者の選定に当たっては、競争入札に参加する資格を有する者について、次に掲げる事項について調査し、発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）についての適格性を別表第1の運用基準表に基づき判定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

### 第3 指名方法

入札参加者については、別表第2の発注区分表に基づき、発注工事の予定価格に対応する資格を有する者の中から（1件の予定価格が200万円未満の工事については、この限りでない。）第2の規定により適格者と判定された者（以下「適格者」という。）を指名するものとする。

### 第4 優先指名

第3本文の規定により指名する場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、他の適格者に優先して指名することができるものとする。

- (1) 市内に本店又は契約の代理人としている営業所を有する者
- (2) 発注工事の施工場所付近に本店又は営業所を有する者
- (3) 発注工事と同種の工事を専業とする者
- (4) 発注工事と同種の既発注工事の成績評定が、町田市工事成績評定基準（平成13年4月施行）第5の規定に基づく評定「A」又は「B」の者
- (5) 発注工事が既発注工事又は他官公庁工事若しくは民間工事と関連する場合の当該関連工事の施工業者
- (6) 発注工事の内容等の決定に当たり、市長の求めに応じて、参考見積りの提示等の協力をした者

### 第5 直近上位及び直近下位の有資格者の指名

第3本文の規定にかかわらず、工事の規模、内容等により、必要があると認めるときは、その一部の者について、発注区分の直近上位又は直近下位の適格者を指名することができる。

### 第6 指名の制限

入札参加者の指名に当たっては、発注工事の成績評定、完成工事高、営業規模、工期その他の条件等を勘案して、発注工事に施工能力を有しないと認められるときは、その者を指名しないことができる。

### 第7 指名業者の数

発注工事について指名する者の数は、次の表に掲げるとおりとする。

予 定 価 格	指名業者数
500万円未満	5者～7者
500万円以上3,000万円未満	6者～9者
3,000万円以上2億円未満	7者～10者
2億円以上	8者～12者

### 第8 特則

次の各号のいずれかに該当する場合は、第3から第7までの規定を適用しないことができる。

- (1) 特に緊急を要する工事
- (2) 特別の技術を要する工事
- (3) 工事の性質又は目的により特に市長が認めたもの

## 資料 8 市内業者の JV 参加の可能性

過去 5 年間(2003 年 4 月以降)の最高完成工事・官公庁請負金額(完工実績)をもとに、市内業者の JV 参加可能性について確認したところ下表のような結果となった。

太枠内の出資比率は、国の中央建設業審議会の準則に従って策定した「町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針」(資料 5)に基づくものである。JV 構成員の数は 2 者ないし 3 者とする事としており、その最低出資比率は、2 者の場合は 30%、3 者の場合は 20%としている。JV の参加資格条件の完工実績の設定としては、出資金額相当の金額としているが、市内業者の場合には、さらにこの基準を半分まで下げて設定している。

また、「町田市工事請負契約競争入札参加者指名基準」(資料 7)によると、競争性確保のため、2 億円以上の工事の場合には 8 者以上の業者数を確保することとしている。

### ①一括発注の場合→予定価格 150 億円を想定

		出資比率 30%	出資比率 20%	出資比率 10%	出資比率 5%	出資比率 2%	出資比率 1%
JV 参加に必要な出資金		45億円	30億円	15億円	7.5億円	3億円	1.5億円
市内業者の場合の完工実績の基準(出資額の1/2)		22.5億円	15億円	7.5億円	3.75億円	1.5億円	0.75億
参加可能な市内業者数		該当なし	該当なし	該当なし	2	6	8
参加可能な 市内業者	1				A	A	A
	2				B	B	B
	3					C	C
	4					D	D
	5					E	E
	6					F	F
	7						G
	8						H

8 者ライン

### ②工種別分割発注の場合

#### 〔建築工事〕→予定価格 100 億円を想定

		JV 参加のために必要な出資金					
		出資比率 30%	出資比率 20%	出資比率 10%	出資比率 5%	出資比率 2%	出資比率 1%
JV 参加に必要な出資金		30億円	20億円	10億円	5億円	2億円	1億円
市内業者の場合の完工実績の基準(出資額の1/2)		15億円	10億円	5億円	2.5億円	1億円	0.5億円
参加可能な市内業者数		該当なし	該当なし	2	4	7	9
参加可能な 市内業者	1			A	A	A	A
	2			B	B	B	B
	3				C	C	C
	4				D	D	D
	5					E	E
	6					F	F
	7					G	G
	8						H
	9						I

8 者ライン

#### 〔電気工事〕→予定価格 20 億円を想定

		JV 参加のために必要な出資金					
		出資比率 30%	出資比率 20%	出資比率 10%	出資比率 5%	出資比率 2%	出資比率 1%
JV 参加に必要な出資金		6億円	4億円	2億円	1億円	0.4億円	0.2億円
市内業者の場合の完工実績の基準(出資額の1/2)		3億円	2億円	1億円	0.5億円	0.2億円	0.1億円
参加可能な市内業者数		該当なし	2	4	5	11	13
参加可能な 市内業者	1		A	A	A	A	A
	2		B	B	B	B	B
	3			C	C	C	C
	4			D	D	D	D
	5				E	E	E
	6					F	F
	7					G	G
	8					H	H
	9					I	I
	10					J	J
	11					K	K
	12						L
	13						M

8 者ライン

〔空調工事〕 → 予定価格 20 億円を想定

		JV参加のために必要な出資金					
		出資比率 30%	出資比率 20%	出資比率 10%	出資比率 5%	出資比率 2%	出資比率 1%
JV参加に必要な出資金		6億円	4億円	2億円	1億円	0.4億円	0.2億円
市内業者の場合の完工実績の基準（出資額の1/2）		3億円	2億円	1億円	0.5億円	0.2億円	0.1億円
参加可能な市内業者数		1	1	3	5	8	11
参加可能な 市内業者	1	A	A	A	A	A	A
	2			B	B	B	B
	3			C	C	C	C
	4				D	D	D
	5				E	E	E
	6					F	F
	7					G	G
	8					H	H
	9						I
	10						J
	11						K

8者ライン

〔衛生工事〕 → 予定価格 10 億円を想定

		JV参加のために必要な出資金					
		出資比率 30%	出資比率 20%	出資比率 10%	出資比率 5%	出資比率 2%	出資比率 1%
JV参加に必要な出資金		3億円	2億円	1億円	0.5億円	0.2億円	0.1億円
市内業者の場合の完工実績の基準（出資額の1/2）		1.5億円	1億円	0.5億円	0.25億円	0.1億円	0.05億円
参加可能な市内業者数		2	3	10	13	13	14
参加可能な 市内業者	1	A	A	A	A	A	A
	2	B	B	B	B	B	B
	3		C	C	C	C	C
	4			D	D	D	D
	5			E	E	E	E
	6			F	F	F	F
	7			G	G	G	G
	8			H	H	H	H
	9			I	I	I	I
	10			J	J	J	J
	11				K	K	K
	12				L	L	L
	13				M	M	M
	14						N

8者ライン